

## 「都城市地場産品生産強化等支援事業」 事業者提案募集要項

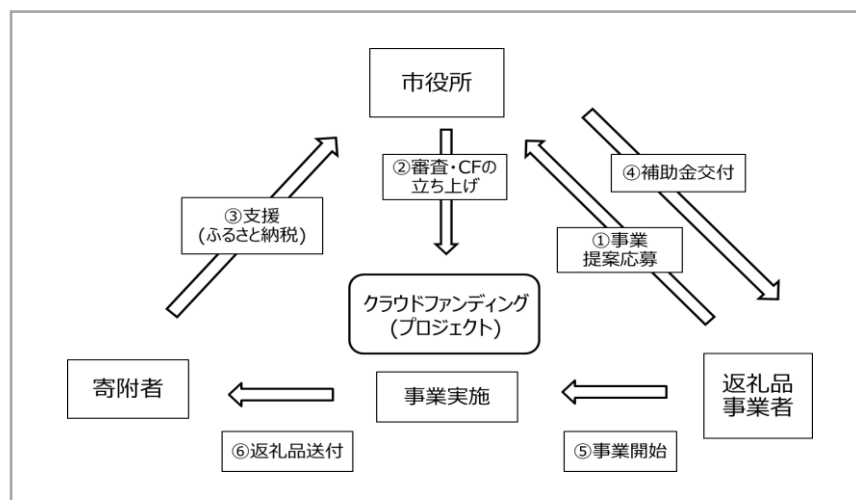
### I. 事業概要

#### 1. はじめに

- ・ 都城市では、「都城市地場産品生産強化等支援事業」を実施します。
- ・ 本事業は、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）により、生産・製造・加工施設や設備の強化を支援することで、新たな魅力ある地場産品の創出や既存返礼品の付加価値向上を目指すものであり（以下「地場産品生産強化等」という。）、これにより、本市のふるさと納税返礼品としても活用されることが期待されます。
- ・ 全国的なふるさと納税の競争が激化する中、本事業を通じて本市の返礼品の競争力を高めることでふるさと納税市場での優位性も確保し、もって、本市の対外的PRの更なる推進と地域経済の活性化を目指します。

#### 2. 事業の全体像

- ・ 本事業は、次の流れで進行します。
  - (1) 事業提案 企画提案書の提出
  - (2) 審査選定 提案内容の審査及び採択事業の決定
  - (3) CF実施 採択事業に係るCFの立上げ
  - (4) 目標達成判定 寄附目標額の達成状況確認
  - (5) 事業実施 (目標達成時のみ) 提案事業の実施
  - (6) 事業報告 事業完了後、実績報告及び補助金交付申請
  - (7) 補助金交付 補助金の交付
  - (8) 事後報告 補助金受領後5年間の継続報告
- ※補助金の概算払いを選択した場合は、交付時期等が異なります。
- ・ 事業イメージ図は、次のとおりです。



### 3. 事業スケジュール

項目	日程
事前相談期間	令和8年5月7日(木)～14日(木)
応募書類提出期限	令和8年5月22日(金)
提案審査選定委員会	令和8年6月5日(金)
審査結果通知	審査委員会後2週間以内
C F 開始	令和8年8月1日(土) (実施期間は市との調整により変動)
補助金交付申請 <sup>※1</sup>	目標額達成日又はC F 終了日から30日以内
補助金交付決定	補助金交付申請後14日以内
事業開始 <sup>※2</sup>	補助金交付決定後

※1 目標額が予定より早く達成された場合は、補助金交付申請等の時期について、市と協議の上、決定します。

※2 事業を効率的に進めるためやむを得ない事情がある場合は、市の承認を得ることで、交付申請から交付決定までの間に事業着手することも可能です。

### 4. C Fの概要

・本事業で実施するC Fは、通常のみと納税の仕組みを活用した「のみと納税型クラウドファンディング」です。一般的なC Fと異なり、寄附者は税制優遇（寄附金控除）を受けることができます。

#### (1) 仕組みの特徴

アのみと納税ポータルサイト上での展開

① 都城市のみと納税特設サイト等の既存ポータルサイト上に専用ページを設置

② 通常のみと納税とは別枠で、本事業の提案内容を紹介

イ 寄附とのみと納税の流れ

① 寄附者は通常のみと納税と同様にのみと納税

② 寄附金は都城市へ入金され、市の歳入となる。

③ 寄附者には通常のみと納税と同様にのみと納税を提供

ウ 目標金額の設定

① 提案事業ごとにのみと納税目標額を設定（補助対象経費の1.25倍）

② 目標達成時のみ、以後のみと納税交付の対象となる。

エ 寄附者へのメリット

① 税制優遇（寄附金控除）が受けられる。

② のみと納税を受け取れる。

- ③ 事業者やプロジェクトを直接応援でき、その成果を実感できる。
- オ 事業者へのメリット
  - ① 事業資金の調達手段となる。
  - ② 自社の取組や商品のPRに繋がる。
  - ③ 目標達成時には補助金が交付される。
- (2) 通常のみと納税との違い
  - ア 目的の明確化
    - ① 通常のみと納税 用途は市の裁量で決定
    - ② 本事業 特定の事業者の地場産品生産強化等に活用
  - イ 寄附目標額の設定
    - ① 通常のみと納税 目標額の設定なし。
    - ② 本事業 事業ごとに目標額を設定し、達成状況を公開
  - ウ 補助金との連動
    - ① 通常のみと納税 寄附金は市の歳入となるのみ。
    - ② 本事業 目標達成時に寄附額を原資とした補助金を事業者に交付
- (3) 寄附金の流れ
  - ア 寄附者がのみと納税ポータルサイトを通じて寄附
  - イ 寄附金は都城市の歳入となる。
  - ウ 目標額達成時、寄附額の40%を補助金として事業者に交付
  - エ 残りの60%は市の財源として活用
  - オ 寄附目標額を超えた場合、補助対象経費の全額まで補助金として交付可

## **5. 補助金の概要**

・補助金の概要は、次の各号のとおりです。

- (1) 補助金額
  - ア CFで集まった寄附額の10分の4を補助金として交付します。
  - イ 寄附目標額（補助対象経費の1.25倍）に達した場合に補助金を交付します。
  - ウ 寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の範囲内で補助金を交付します（補助対象経費の全額補助も可能）。
  - エ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
- (2) 補助対象事業 新たな地場産品の創出や既存返礼品の付加価値向上を目的とした生産・製造・加工に関する施設・設備等の整備事業のうち、寄附目標額を達成したもの
- (3) 補助対象経費

- ア 工場、作業場等の建物取得に係る建設費
  - イ 建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
  - ウ 地場産品生産強化等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
  - エ 建物賃借による増改築費
  - オ 備品購入費（地場産品生産強化等に要するものに限る。）
  - カ 委託費（地場産品生産強化等に要するものに限る。）
  - キ 外部評価費（地場産品生産強化等に要するものに限る。）
  - ク その他地場産品生産強化等に要するもの
- (4) 補助対象外経費
- ア 公租公課
  - イ 消費税及び地方消費税
  - ウ 官公署に支払う手数料等
  - エ 返礼品調達費
  - オ 人件費
  - カ 飲食費
  - キ 消耗品費
  - ク 土地の造成費
  - ケ 土地の購入費
  - コ その他社会通念上不適切と認められる費用

## **Ⅱ. 応募から実施までの流れ**

### **1. 応募資格**

- ・ 本事業の応募資格者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者としてします。
  - (1) 次のいずれかに該当すること。
    - ア 都城市ふるさと納税返礼品提供事業者であること。
    - イ 都城市内に事業所を有する事業者等（農家等を含む）であること。
  - (2) 本事業を通じて新たに開発した地場産品や付加価値向上を図った既存返礼品を、都城市のふるさと納税返礼品として登録・提供する意思を有すること。
  - (3) 補助対象事業の完了後5年間、本補助金により整備した施設・設備等を活用した地場産品の生産・提供を継続し、かつ、当該地場産品を本市のふるさと納税返礼品として登録・提供する意思を有すること。
  - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立があること。

なされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(7) 市内に本店、支店又は営業所等を有する者（法人又は個人）であること。

(8) 市税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

(9) 前記（1）のイに該当する事業者等については、次の要件を全て満たすこと。

ア 本事業に応募する時点で、具体的な対象返礼品を提案すること。

イ 本事業に選定された場合、当該年度の新規返礼品提供事業者に応募し、選定されること。なお、新規返礼品提供事業者に選定されなかった場合は、CFを実施することができない。

ウ 新規返礼品提供事業者に選定後、一定期間内で返礼品申請を行うこと。

## **2. 応募方法**

(1) 応募書類 次の書類を1セットとして、計7セット（正本1セット、副本6セット）を提出してください。

ア 企画提案応募書【様式1】

イ 企画提案書【任意様式】

ウ 補助対象経費の概算見積書【任意様式】

エ 事業実施体制の組織表【任意様式。ただし、各構成員の役割分担等が明示されているもの。】

オ 役員等名簿（入札参加事業者等確認書）兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号）（法人の場合）

カ 誓約書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号）（法人の場合）

キ 誓約書兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第2号）（個人事業主の場合）

ク 提案事業者の過去の事業実績【任意様式。無ければ提出不要】

ケ 直近3期分の決算書（個人の場合は確定申告書等）

コ 法人税の申告書（法人の場合）

サ 提案内容に関する補足資料【任意様式。無ければ提出不要】

※オはメールにて提出をお願いします。

※都城市ふるさと納税返礼品提供事業者はオ～キの提出は不要です。

(2) 応募書類の配布

ア 配布期間 令和8年5月7日(木)～令和8年5月22日(金)

イ 配布方法

① 下記の都城市ホームページからダウンロードしてください。

② <https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/soshiki/80/71753.html>

(3) 応募書類の提出

ア 提出期限 令和8年5月22日(金)

イ 提出場所 都城市ふるさと納税部ふるさと納税課

ウ 提出方法 土日祝日を除く午前9時から午後4時30分の中に、直接持参又は郵送

(4) 作成上の注意点

ア 1事業者につき、提案は1件までとします。

イ 書類はA4サイズで統一してください。

ウ 企画提案書は30ページ以内としてください。

エ 日本語で記載し、専門用語の使用は必要最小限に留めてください。

### 3. 審査・選定

(1) 審査方法

ア 都城市ふるさと納税型クラウドファンディング事業選定委員会が審査を行います。

イ 選定委員会は、市職員5名(ふるさと納税部、農政課、商工政策課、みやこんじょPR課)と外部委員2名(都城商工会議所、都城市観光協会)で構成します。

ウ 審査は提出書類に基づくプレゼンテーション審査方式で実施します。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
提案者について	・実施体制、実績、制度理解	10点
提案内容について	・独創性、新規性、市場性、成長性 ・優位性、実現性 ・社会貢献 ・経済波及効果 ・法的な問題 ・返礼品としての可能性	50点
資金・収支計画について	・収益性 ・資金計画	30点

事業提案金額について	・費用積算	10点
合計		100点

※合計 60 点以上で選定事業者とします。

(3) 審査結果 審査結果は、選定委員会での決定後 2 週間以内に、全ての応募者に文書で通知します。

#### **4. CFの実施**

(1) 実施方法

ア 審査で採択された提案は、「都城市ふるさと納税特設サイト」等のポータルサイトでCFを実施します。

イ CFの募集期間は、市と事業者の協議により決定します。ただし、原則として翌年度末までの最長 2 年間とします。

ウ CFでは、次のいずれかの返礼品を提供していただきます。なお、返礼品の調達費用は市が別途負担します。

① 新規地場産品開発の場合 本補助事業により開発・生産された地場産品 ※開発完了後に発送

② 既存返礼品の付加価値向上の場合 付加価値向上前の既存返礼品又は付加価値向上後の返礼品 ※後者の場合は付加価値向上後に発送

(2) 目標達成の判定

ア 寄附目標額（補助対象経費の 1.25 倍）に達した場合、補助金交付の条件を満たしたと判定します。

イ 寄附目標額に達しなかった場合は、補助金は交付されません。ただし、災害等やむを得ない事情により未達となった場合は、市と協議の上、補助金を交付する場合があります。

#### **5. 補助金の交付**

(1) 交付申請

ア CFの目標額達成後又は終了後、市に対して補助金交付申請を行います。

イ 申請期限は、目標額を達成した日又はCF終了日から 30 日以内です。

(2) 交付決定 市は、交付申請書を受領後、14 日以内に交付の可否を決定します。

(3) 補助金の支払い 補助金は原則として事業完了後の実績払いとします。

ただし、事業の遂行上必要と認められる場合は、事業完了前に全部又は一部を概算払いすることができます。

## **6. 事業実施と報告**

### (1) 事業実施

- ア 補助金交付決定後、提案された事業を実施していただきます。
- イ 前項第3号ただし書きに基づき補助金の概算払いを受けた事業が、完了予定日までに履行できない見込みとなった場合は、交付済みの補助金の全部又は一部を返還していただきます。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市と協議することができます。

### (2) 事業報告

- ア 事業者は、補助対象事業の完了後5年間は、本補助金により整備した施設・設備等を活用した地場製品の生産・提供を継続し、かつ、当該地場産品を本市のふるさと納税返礼品として登録・提供する義務を負います。
- イ 補助金交付後5年間は、市の求めに応じ、当該地場製品の生産状況及び返礼品としての提供状況に関する事業報告等、必要書類を提出する義務を負います。
- ウ 産地偽装その他重大な違反が発生した場合、都城市ふるさと納税返礼品提供事業者としての契約解除を行うことがあります。この契約解除の判断は、本項ア及びイに定める5年間の義務の存在に一切影響されません。また、契約解除となった場合、市は本件補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

## **Ⅲ. その他**

### **1. 留意事項**

#### (1) 補助金に関する留意事項

- ア 補助金額を超える事業費は、事業者の自己負担となります。
- イ 本市の他の補助制度の対象となっている事業は、本補助金の対象外です。
- ウ 他団体等からの補助金、助成金、協賛金等の収入がある事業については、二重交付や過払いを防ぐため、本市の補助金額を調整する場合があります。
- エ 本事業への応募に係る書類作成費用等の経費は、全て提案者の負担となります。

#### (2) 損害賠償・事故対応

- ア 補助事業の実施において、市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。
- イ 補助事業の実施中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、事故の原因、経過、被害内容等を速やかに市に報告してください。

#### (3) その他

ア 採択された提案内容については、企画提案書の審査後に、改めて、市と  
その詳細を協議させていただきます。

イ 前アの協議の結果、C Fの実施内容や寄附目標額等が変更となる場合が  
あります。

## **2. 質問方法**

・質問がある場合は、次の手順で行ってください。

### (1) 質問方法

ア 質問は、質問書【様式2】に記入し、メールで提出してください。

イ メールの件名には、冒頭に「【質問 地場産品生産強化等支援事業】」と  
明記してください。

ウ 送信先 furusato@city.miyakonojo.miyazaki.jp

エ 質問書受領後、1週間以内にメールで回答します。